2020年4月1日



**TAX FLASH**

2020年4月1日現在までのタイ政府による、主に税務上の主なCOVID-19緊急措置を纏めました。下記の他にも債務再編、BOI関係、関税関係の緊急措置も発表されており、下記は網羅的ではないことをご了承、お願い致します。

**法人**

* **年次株主総会、および財務諸表の提出期限の延長**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | **年次株主総会** | **監査済み財務諸表** | **株主リスト** |
| 非公開有限会社  (Private Limited Companies) | 原則 | * 年次株主総会は初回以降、少なくとも12カ月以内毎に開催。(CCC\*, 1171) | * 会計年度末より4ヶ月以内に株主総会に提出。(CCC, 1197) * 株主総会で採択後、1ヶ月以内に商務省登記。(CCC, 1199) | * 年次株主総会開催後、14日以内に商務省登記。(CCC, 1139) |
| 特別措置 | COVID-19の影響による開催の延期が、開催が可能まで認められる。 | * 年次株主総会の延期開催日から1ヶ月以内に商務省へ提出。 * 提出の延期があった理由の説明文も併せて提出する必要があります。 | * 年次株主総会の延期開催日から14日以内に商務省へ提出。 * 提出の延期があった理由の説明文も併せて提出する必要があります。 |
| パートナーシップ、ジョイントベンチャー、及び外国法人（例：駐在員事務所、地域統括事務所、支店） | 特別措置 |  | 2020年8月31日迄に商務省へ提出。（2019年10月31日～2020年3月31日の間に会計期末がある場合） |  |
| \*CCCとはタイの民商法典(Civil and Commercial Code)を指します。 | | | | |

駐在員事務所・外国法人の支店等の外国法人につきまして：

当該特別措置が施されるまでは外国法人の財務諸表の提出期限は原則的に会計年度末から５ヶ月以内に商務省に提出する義務がありました。今回、2019年10月31日～2020年3月31日の間に会計期末については提出期限が一律2020年8月31日となりました。3月31日を会計期末とする駐在員事務所、支店等にとって影響は無いが、12月末を会計年度末とする場合、提出期限が延長されたこととなります。

(Source:商務省事業開発局: <https://www.dbd.go.th/news_view.php?nid=469417241>)

* **法人税の納税・申告期限の延長**

非上場の会社の法人税申告納税期限が以下の通りに延長ができるようになりました。延長をするためには歳入局に延長申請書を提出する必要があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **対象** | **様式** | **対象会計期末** | **本来の申告期限**  **（2020年）** | **特別延長期限**  **（2020年）** |
| 年次  申告・納税 | PND50  （通年） | 2019年11月2日  ～  2020年4月2日 | 4月1日～  8月30日  （会計年度末から150日以内） | 一律8月31日迄 |
| 半期  申告・納税 | PND51  （半期） | 2020年5月1日  ～  2020年7月29日 | 7月1日～  9月29日  （半期期末日から2ヶ月以内） | 一律9月30日迄 |

根拠：[Por Chor 22/2563 (24 March 2020)](https://www.rd.go.th/publish/fileadmin/user_upload/news/news22_2563.pdf)

* **VAT還付の迅速化**

**「優良輸出業者」の認定う受けてたVAT登録事業者に対するVATの還付が以下の通り迅速化されます。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **還付申請方法** |  | **特別措置下のVAT還付所要日数** |
| オンライン申請の場合 | （通常30日以内） | 15日以内 |
| ペーパー（書面）申請の場合 | （通常60日以内） | 45日以内 |

* **源泉徴収税　－　税率の軽減**

従来、源泉徴収税率3％の対象となっていた以下の所得は、期間限定でその税率は軽減されます。軽減税率は、2020年4月1日以降の支払が対象となります。

**対象所得**

会社法人または法人パートナーシップが受領するサービス料、ロイヤルティ、請負報酬等が対象となります。個人が受け取る一般的な給与所得も対象となりません。具体的に、以下の歳入法典上認識されている所得が当該減税措置の対象となります：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **所得の分類**  **（歳入法典）** | **所得受領者** | **注記** |
| 第40条（２） | 会社、又は  法人パートナーシップ\* |  |
| 第40条（３） | 会社、又は  法人パートナーシップ\* | ロイヤルティー所得またはそれに類似するもののみが軽減源泉税税率の対象となる。（遺言、その他法的行為、または裁判所の判決より生ずる、定期的もしくは毎年受け取る所得は含まれない。） |
| 第40条（６） | 個人所得税、又は  法人税の対象者\* |  |
| 第40条（７） | 個人所得税、又は  法人税の対象者\* |  |
| 第48条（８） | 個人所得税、又は  法人税の対象者\* | 請負報酬、賞金、販売促進に関わる割引等、及び省令144号に定める第（３）、（15）、（16）、（17）項を除く支払に限る。更に、ホテル、及びレストランへのサービス料、また、生命保険料の支払いは軽減源泉税税率の対象にはならない。 |
| \*慈善基金および組合に対する支払は対象とはなりません。 | | |

**税率**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **現行税率** | **特別措置税率** | **税率軽減期間**  **（2020年）** | **納税方法** |
| 3% | 1.5% | 4月1日～9月30日 | 納税方法は問わない |
| 3% | 2% | 10月1日～12月31日 | e-Withholding Taxシステムによる納税に限る |

根拠：Ministerial Regulation No. 361, Issued under the Revenue Code; Departmental Regulation No. Taw Paw 324/2563.

* **社会保険料の軽減等**

2020年3月、4月、および5月の社会保障料の率は以下の通りになりました。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用者 | 4％ |
| 従業員 | 1％ |
| 任意継続被保険者（元従業員） | 1.8％ |

上記軽減率を超過して支払ってしまった場合、返金を請求することが出来ます。

2020年3月、4月、および5月の社会保険料の支払い期限は以下の通りに延長されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 2020年3月分 | 2020年7月15日迄 |
| 2020年４月分 | 2020年8月15日迄 |
| 2020年５月分 | 2020年9月15日迄 |

受け取り可能社会保障料は以下の通りになりました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **雇用状態** | **原因・条件** | **社会保証料** |
| 解雇の場合 | COVID-19の影響で雇用者が事業を終了したことによる場合 | 月15,000バーツを上限に、賃金の50％を最大180日相当\* |
| 一時停職の場合 | 政府の命令により、雇用者の事業が一時停止したことによる場合 | 月15,000バーツを上限に、賃金の50％を最大60日相当\* |
| \*過去15ヶ月の間、少なくとも６カ月に対し社会保障料を拠出した従業員・元従業員のみが対象。対象期間は2020年3月1日～8月30日迄。 | | |

その他の社会保障料の率等は以下の通りになりました。

|  |  |
| --- | --- |
| **雇用状態** | **社会保障料** |
| 自主退社 | 月15,000バーツを上限に、賃金の30％～45％を最大90日相当\* |
| 解雇 | 月15,000バーツを上限に、賃金の50％～70％を最大60日相当\* |
| \*2020年3月1日～2022年2月28日 | |

根拠：2020年3月24日の閣議決定

* **支払給与の3倍控除（中小企業）**

中小企業は、下記の条件等を満たした場合、法人税を計算するに当たり、支払給与の3倍(300%)を控除することが認められます。

1. 2020年4月～7月の支払給与が対象。
2. 2019年9月30日以前に終了した税務年度において、年間売上高が500,000,000バーツ以下であったこと。
3. 2019年9月30日以前に終了した税務年度において、従業員数は200名以下であったこと。
4. 月額15,000バーツ以上の給与を受け取る従業員の給与は当該優遇措置の対象にはならない。
5. 社会保障に登録加入していない従業員の給与は当該優遇措置の対象にはならない。
6. 当該3倍控除措置期間中の社会保障に登録加入従業員数は、2019年12月31日時点のそれを下回っていないこと。（従業員数を減らした場合、優遇措置を受けることができない。）

* **支払利息の1.5倍控除（中小企業）**

中小企業は、下記の条件等を満たした場合、法人税を計算するに当たり、支払利息の1.5倍(150%)を控除することが認められます。

1. 政府による、中小企業向けの、総額150,000,000,000バーツの支援政策より、当初二年間、2％の金利がつくローンにより発生した金利のみが対象となる。
2. 2019年9月30日以前に終了した税務年度において、納税者の年間売上高が500,000,000バーツ未満であったこと。
3. 2019年9月30日以前に終了した税務年度において、従業員数は200名以下であったこと。
4. 2020年4月1日～12月31日の間に発生した金利が対象となる。
5. 一つの口座に纏まっていること。

**個人**

* **個人所得税　―　申告期限の延長**

原則的に、個人所得税の申告期限（様式PND90およびPND91）は毎年の3月31日となっています。先日、2019年度の申告期限は、2020年6月30日迄に延期されました。この度、この期限は更に2020年8月31日迄延期されました。

根拠：[Por Chor 22/2563 (24 March 2020)](https://www.rd.go.th/publish/fileadmin/user_upload/news/news22_2563.pdf); [Por Chor 24/2563 (29 March 2020)](https://www.rd.go.th/publish/fileadmin/user_upload/news/news24_2563.pdf)

* **個人所得税　－　健康保険料の控除上限の引き上げ**

個人が健康保険料として支払った額を、一定上限に限り、個人所得税を計算する際、控除項目として取ることができます。この上限は、従来の15,000バーツでしたが、この度、25,000バーツへと引き上げられました。ただし、納税者が生命保険料額の控除も併せて取る場合、健康保険料額と合計して100,000バーツを超えて控除を取ることはできません。

根拠：[Por Chor 22/2563 (24 March 2020)](https://www.rd.go.th/publish/fileadmin/user_upload/news/news22_2563.pdf)

* **個人所得税　－　SSFへの投資額の控除枠の200,000バーツの拡大**

従来、Super Saving Fund (“SSF”)への投資をした場合、その金額を個人所得税を計算する際、控除をすることが認められていました。ただし、その控除枠の上限は、総所得の30％もしっくは200,000バーツの何れかの低い方でした。この度の緊急措置により、当該枠は更に200,000バーツ拡大（「当該拡大枠」）されました。当該拡大枠内の控除を受けるためには、以下の条件を満たした適格投資でなければなりません。

1. 2020年4月1日～2020年6月30日迄の間に投資があったこと
2. そのSSFの純資産の65％以上は、タイ証券取引所で取引がされている株式への投資より構成されていること
3. そのSSFへの投資期間が少なくとも10年間であること

当該拡大枠を利用することにより、Retirement Saving Fund（引退預金ファンド）の枠（500,000バーツ）が影響（相殺・縮小）される事はありません。

**法人および個人**

* **COVID-19対策への寄付額の控除（個人および法人）**

2020年3月5日から、翌2021年3月5日の間に、歳入局の「e-Donation System」を通じて、COVID-19対策を支援するためになされた寄付は、法人と個人ともに、一定の上限（詳細は当事務所にお問い合わせ下さい）に限り、税務計算上、控除を受けることができます。また、VAT登録事業者による資産の寄付は、VATが免除されます。

NNP Advisory Ltd.

[mits@nnp-group.com](mailto:mits@nnp-group.com)

**\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\***